

福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金に関するQ & A

1 補助金の交付対象者について			
Q1	法人格は無いが、申請することは可能か。	A1	法人格の無い任意団体であっても、申請することは可能です。
Q2	個人で申請したいが可能か。	A2	補助金の交付対象を非営利の法人又は団体としているため、個人からの申請は受け付けておりません。
2 補助対象となる事業について			
Q3	「こどもの居場所を新たに開設する事業」とはどのようなものを指すのか。	A3	こども食堂や学習支援、体験活動支援などこどもを対象に、無料又は低額（実費相当額）で安心して過ごすことのできる居場所を新たに開設する事業を想定しています。 ＜対象とならない事業の例＞ ・特定の団体に属する者のみを対象とする事業（地域のこども会、スポーツ少年団等） ・児童福祉法等の法律の規定に基づき実施される事業（児童館、放課後児童クラブ等） ・国や県、市町村との業務委託契約に基づいて実施される事業
Q4	開設する居場所において、特定の活動に特化した居場所としてもよいのか。 例：年間を通じたプロジェクト活動、ボードゲーム等	A4	本事業はあくまで居場所の開設への補助であり、特定の事業等への補助ではありません。居場所において特定のプロジェクトやボードゲーム等を実施することは差し支えありませんが、居場所への参加の条件にするようなことは本事業の趣旨に適していないと捉えられます。
Q5	「こどもの居場所を広域的に支援する事業」とはどのようなものを指すのか。	A5	こどもの居場所の広域ネットワークづくり、広域のこども食堂が共同で利用することのできる食糧保管施設の開設・運営などを実施する事業を想定しております。 ＜対象とならない事業の例＞ ・対象者の範囲が、地域内の一部の団体等に留まり、公益性を確保できない事業。
Q6	こども食堂の開設を考えているが、高齢者等の大人も参加対象者に加えることも可能か。	A6	こども食堂は多世代交流の場としても機能している側面があるため、保護者はもとより、高齢者等の大人の方々に参加いただくことは差し支えありません。 ただし、こどもたちに居場所を提供することが第一の目的となるよう、事業構築をお願いします。
Q7	こどもたちへの食材配布を中心とした活動を実施したいと考えているが、対象となるか。	A7	こどもたちに「居場所」を提供することを要件としているため、フードパントリーや宅食などの食材配布の取組は、補助対象とはなりません。
Q8	こどもの居場所を移転する場合は、こどもの居場所を新たに開設する事業に該当するか。	A8	移転や再開等に係る事業については、補助対象とはなりません。 また、こどもの居場所の機能を強化する事業（例：こども食堂に農業体験活動の機能を追加する等）についても補助対象とはなりません。
Q9	生活困窮世帯に限定した居場所とするため、居場所に関する情報を公表したくない。 この場合でも、「福島県内のこども・若者の居場所一覧」に居場所の情報を登録しなければならないのか。	A9	特定の方々を対象とした事業ではないことが要件となっておりますので、左記事例の場合は、補助対象とはなりません。 補助事業実施期間内に、「福島県こども・若者の居場所一覧（福島県こども・青少年政策課調べ）」への登録を要件としておりますので、御協力をお願いします。

3 補助対象経費（共通）について			
Q10	交付決定前の消耗品購入等に係る経費は、対象となるか。	A10	交付決定前に発生した経費は、補助対象とはなりません。 なお、交付決定前に見積書の徴取などの準備行為を行うことは認められますが、契約や納品、支払いが交付決定後に行われるよう御注意ください。
Q11	販売業者側の都合により、注文した消耗品が補助対象期間内に納品されなかった。 既に支払いは完了しているが、補助の対象となるか。	A11	補助対象とはなりません。 納品及び支払いまで完了したものが補助対象となります。
Q12	税込10万円の消耗品を購入し、その一部（例：49,999円）に補助金を充当することは可能か。	A12	認められません。 消耗品については、単価が税込5万円未満のものに限ります。 なお、単価が税込5万円未満の消耗品であっても、一般的な価格帯よりも高価である場合は、その購入理由等について詳細な説明を求めますので、予め御了承ください。
Q13	食材の購入経費は対象となるか。	A13	補助対象とはなりません。
Q14	税込30万円の修繕工事を行い、その一部（例：99,999円）に補助金を充当することは可能か。	A14	認められません。 税込10万円未満の小規模な修繕経費が、補助対象となります。
Q15	税込10万円未満の修繕工事を複数件実施することは可能か。	A15	認められません。 1申請当たり10万円未満の小規模な修繕経費が補助対象となります。
Q16	法人又は団体の活動内容全般を紹介するパンフレット等の作成経費は、対象となるか。	A16	法人又は団体の活動内容全般を紹介するパンフレット等の作成経費は認められません。 補助事業の内容を紹介するパンフレット等の作成経費は、補助対象となります。
Q17	振込手数料や代引手数料は対象となるか。	A17	補助対象とはなりません。
Q18	クーポン等で割引を受け物品を購入した場合、経費は割引前後どちらで計上すべきか。	A18	補助対象経費は実際にお支払いした額となります。 割引等を用いてお支払いする場合、割引後の金額を計上してください。
Q19	物品購入時のレジ袋（ショッパー）代は対象となるか。	A19	補助対象とはなりません。 袋代は差し引いた上で経費を計上してください。
Q20	ポイント支払いやギフトカードで支払いをすることは可能か。	A20	認められません。 また、後日キャッシュバックや割引などを受けられるポイントカード等を使用し決算した場合、支払額から付与されたポイント分を差し引いた金額が補助対象となります。

4 補助対象経費（こどもの居場所を新たに開設する事業）について			
Q21	こどもの居場所の運営経費を計上することはできるか。	A21	こどもの居場所の新規開設に必要な経費を補助する事業であるため、運営経費を計上することはできません。 運営経費に該当するか判断に迷う場合は、応募書類の提出前に、県担当者へ御相談ください。 ※運営経費の例：食糧費、光熱水費、会場使用料等
Q22	今年度に食器や調理器具を買い揃え、来年度からこども食堂を開催したいと考えているが、対象となるか。	A22	補助対象期間内に、こどもの居場所を開設できる事業であることが要件となっていますので、準備行為のみを行う事業は補助対象とはなりません。
Q23	こどもの居場所の参加者から、参加料を徴収しても構わないか。	A23	参加料を徴収することは妨げませんが、その金額は食材費などの実費相当額とし、こどもたちが居場所を利用するに当たっての障壁とならないようにしてください。
Q24	開設する居場所を拠点として通年型プロジェクトを中心とした活動を実施したいと考えているが、対象となるか。	A24	居場所内でプロジェクト事業等を行っていただくことはかまいませんが、当該事業にかかる費用は経常費とみなし補助対象外となります。 居場所を開設するにあたり必要となる初期費用は対象となります。
5 補助対象経費（こどもの居場所を広域的に支援する事業）について			
Q25	ホームページの開設経費は、補助対象となるか。	A25	補助事業の内容を紹介するランディングページ等の作成経費は、補助対象となります。 ただし、法人又は団体の概要や活動内容全般を紹介するホームページの作成経費は、補助対象とはなりません。
Q26	法人又は団体の役員やスタッフ個人との間で委託契約を結び、委託料を支払った場合は補助対象となるか。	A26	補助対象とはなりません。
Q27	法人又は団体の事務所として借りている建物、スタッフの住居を兼ねている建物等の修繕経費は対象となるか。	A27	他の用途で使用している物件の修繕経費は、補助対象とはなりません。
6 応募手続きについて			
Q28	応募書類はどこに提出するのか。	A28	電子メール又は郵送にて提出してください。 電子メール：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp 郵送：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県こども・青少年政策課宛て ※ファクス及び持参による提出は不可
Q29	応募すれば必ず採択されるのか。	A29	予算の範囲内において、審査・選定することとなりますので、必ず採択されるとは限りません。

Q30	収支予算書には、法人又は団体の全ての収入・支出を記載する必要があるのか。	A30	○収入 参加者負担金及びその他助成金については、補助対象経費に充当するもののみを記載してください。 補助対象経費（支出）の合計額から、補助金申請額、参加者負担金及びその他助成金を差し引いた金額を自己資金としてください。 ○支出 補助対象経費のみを記載してください。
Q31	設立して間もない団体であるため、直近の事業報告書及び収支決算書の写しを提出することができないが、どのようにすれば良いか。	A31	事業計画書や収支予算書など、団体の活動内容が分かる資料の写しを提出してください。
Q32	任意団体として活動しているが、団体名義の預金口座を開設していないため、代表個人の預金口座通帳の写しを応募書類に添付しても構わないか。	A32	認められません。 任意団体であっても、団体名義の預金口座を開設の上、通帳の写しを応募書類に添付してください。 また、補助事業に係る資金移動（引き落とし、振込み等）につきましても、原則として当該預金口座を利用していただきますようお願いいたします。
Q33	実績報告終了後は、補助事業に係る書類（領収書等を含む）を処分しても構わないか。	A33	補助事業が終了した年度の末日から起算して、5年間は保管してください。 また、補助事業終了後、補助金が適正に執行されているかを確認するため、現地調査を行うことがありますので、予め御了承ください。
Q34	他の補助金を併用して補助を受けることは可能か。	A34	国や県の補助金を併用して補助を受けることはできません。 なお、国や県以外の助成金等を併用することは可能ですが、当該助成金等において併用を認めていない場合もありますので、事前に要綱等を御確認ください。
7 変更承認申請等について			
Q35	どのような場合に変更承認申請が必要となるか。	A35	基本的に、当初計画から内容が変われば変更承認申請が必要とお考えください。しかし、各費目の予算内で、活動内容に沿う代替品を購入する場合は「軽微な変更」とみなし変更承認申請は不要です。 下記のとおり変更承認申請が必要と判断される変更の一例をお示しします。判断に迷われる場合や、御不明な点がございましたら、都度県担当者へ御相談ください。 <変更承認申請が必要となる例> ・事業計画書に記載の内容を変更する場合 ・補助対象経費が増額となる場合 ・補助対象経費が20%以上の減額となる場合 ・収支予算書の各費目間で予算を大幅に流用する場合 （例）当初：消耗品費10万円、印刷製本費0円 ↓チラシ作成のために印刷製本費を捻出したい 変更：消耗品費 2万円、印刷製本費8万円 ⇒当初予定になかった印刷製本費を新たに計上するため要変更

8 中間報告等について			
Q36	中間報告ではどのような書類の提出を求められるのか。	A36	事業完了時にご提出いただく報告様式に、その時点までの活動及び支出の状況、完了までの活動及び支出の予定をご記載いただくことで進捗を確認します。具体的には、下記書類ご提出のお願いを想定しております。 ①事業報告書（第5号様式別紙1） ②収支決算書（第5号様式別紙2） ③その時点までの支払いを証する書類（領収書の写し等） 実績報告書類の書き方に触れていただく機会とするほか、変更承認申請の可否等を検討し、円滑な完了報告処理を進めることを目的とし、進捗状況をお伺いします。
9 実績報告等について			
Q37	自己資金が少ないため、補助金を概算払いしてもらうことは可能か。	A37	必要があると認められる場合に限り、事業の進捗状況に応じて概算払を行うことができます。 なお、概算払を行うに当たっては、事業の進捗状況を確認するために、支払いを証する書類（領収書の写し等）を提出いただきますので、予め御了承ください。
Q38	領収書の宛名はどのように記載してもらえば良いか。	A38	領収書の宛名は、交付決定を受けた法人又は団体の名称としてください。 宛名が空欄の領収書、交付決定を受けた法人又は団体以外の名前が記載された領収書については、支払いを証する書類として受け付けることはできません。
Q39	支払いを証する書類は、領収書の写しのみで良いか。	A39	領収書のほかに、支払内容を裏付ける書類の提出をお願いします。 下記のとおり、費目ごとに必要となる書類の一例をお示しますが、御不明な点がございましたら、県担当者へ御相談ください。 <支払いを証する書類の例> ・報酬：領収書及び労働条件通知書等の写し ・報償費：領収書及び依頼内容の分かる書類等の写し ・旅費：領収書及び旅費規程の写し ・消耗品費：領収書及び明細書の写し ・印刷製本費：領収書及び成果品の写し ・修繕料：領収書及び発注書等の写し、施工箇所の写真 ・通信運搬費：領収書及び明細書の写し ・委託料：領収書及び契約書の写し ・使用料及び賃借料：領収書及び契約書の写し ・負担金：領収書及び受講申込書等の写し
Q40	実績報告書類はいつまでに提出すれば良いか。	A40	○令和9年3月1日以前に事業が完了した場合 事業完了の日から起算して30日以内にご提出ください。 ○令和9年3月2日以降に事業が完了した場合 令和9年3月31日までにご提出ください。 ○補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合 令和9年4月30日までにご提出ください。

Q41	実績報告終了後は、補助事業に係る書類（領収書等を含む）を処分しても構わないか。	A41	補助事業が終了した年度の末日から起算して、5年間は保管してください。 また、補助事業終了後、補助金が適正に執行されているかを確認するため、現地調査を行うことがありますので、予め御了承ください。
10 その他			
Q42	こどもの居場所として、こども食堂を新たに開設したいと考えているが、営業許可は必要か。	A42	保健所の判断が必要となりますので、新たに開設する地域を管轄する保健所に御相談ください。
Q43	補助対象事業の要件として、「補助事業終了後も継続的に居場所を提供する事業であること」が定められているが、具体的に何年以上継続すれば良いのか。	A43	こどもたちが安心して過ごすことのできる居場所の増加及び充足率の向上を本事業の趣旨としておりますので、採択に当たり具体的な年数は定めませんが、可能な限り長期間継続していただくことを想定しております。 したがって、場合によっては、補助対象期間中に、翌年度以降の事業実施計画を提出していただくことがありますので、予め御了承ください。